

令和 8 年度

久御山町特産品開発等支援事業募集要項

1 目的

久御山町内で生産された農作物を使った新商品開発や新しい品種等の導入、新規技術の導入など、久御山町における次世代の特産品にチャレンジをする者（企業）に対して、新規事業の成功を促すことで、地産地消と 6 次産業の推進、地域経済と町内農業の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象となる事業

補助対象となる事業は次の(1)又は(2)とする。

(1) 特産品開発チャレンジ部門

久御山町内で生産された農作物を原材料とした加工食品や飲食店における新メニューを開発して販売・提供すること。

- ・応募時点で既に一般に販売・提供しているものは除く。
- ・開発する特産品は複数でも可。
- ・食品以外の商品も可。
- ・まちの駅クロスピアくみやまで販売すること。

(2) 新農作物導入チャレンジ部門

久御山町内の農地において、これまで町内での生産量が無かった、又は少なかった農作物を導入し、新規技術の導入などを通して生産拡大を図ること。

- ・応募時点で既に生産しているものでも可。
- ・導入する農作物は複数でも可。
- ・まちの駅クロスピアくみやまで販売すること。

3 補助対象者

次の(1)から(3)までの条件をすべて満たす事業者

- (1) 町内に住所及び事務所（法人にあつては登記）を有する農業者、農業法人、又は農業者が組織する団体であること。

- (2) みなし大企業でないこと。（以下のいずれにも該当しないこと）
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (3) 会社法第2条第3号に該当する子会社でないこと。

4 対象経費

対象経費は、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払った額を対象とする。

詳細は下表のとおり。

費目	内容	留意点
原材料費・資材費	試作品の開発やマーケティング等に必要原材料費 試験販売に要する経費 特産品の試作、品質向上に必要な資材に係る経費 新農作物導入に繋がる資材導入に係る経費	[対象外] ・販売商品（試験販売を除く）の原材料費 ・自社で生産したもの ・通常の生産に係るもの（新たな取組に対する経費が対象）
使用料・賃借料	特産品開発や新品目試作に必要な機械及び機器、会場、加工施設等の借りに係る経費	[対象外] ・パソコン、コピー機など汎用性の高い物品
運送費	特産品の試作品等の配送に係る経費（配送業者を使用するためのものに限る）	
広告宣伝費	販売促進に係る経費（チラシ、パンフレット、HP等の作成等）	[対象外] ・本事業で新たに実施する取組以外のもの

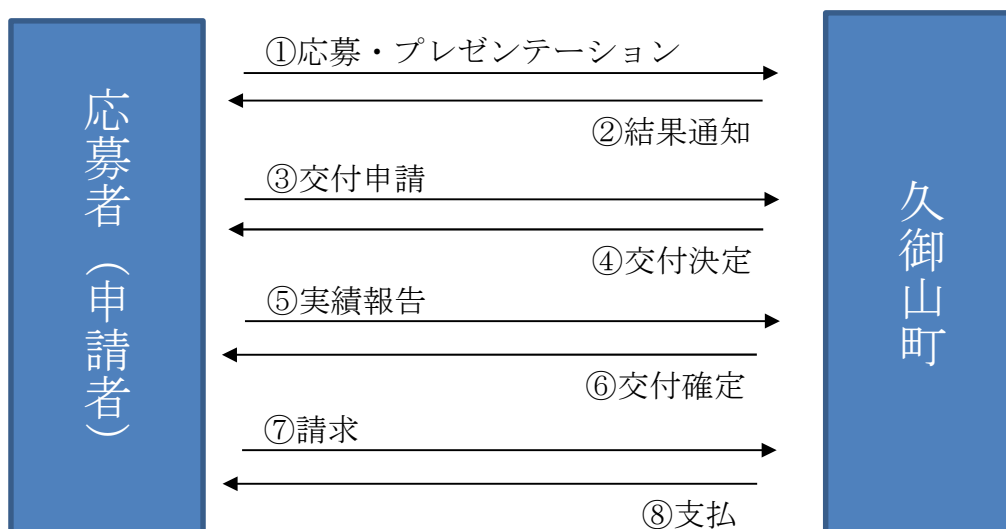
	商談会出展等販路拡大に係る経費	の
委託・ 役務費	パッケージデザインや市場分析、専門家相談、ネットショップの出店登録、衛生検査、飼料成分分析、栄養成分分析などに係る経費	〔対象外〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品開発や新農作物導入等、本事業の根幹をなす業務の全てを委託すること ・ ネットショップの販売手数料 ・ 税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係るコンサルタント経費
機械・ 設備整備費	特産品開発や新品目切り替えに必要な機械や設備の整備・取付に係る経費	〔対象外〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残存価格3年未満の中古品購入経費。 ・ 購入した中古品の故障や不具合に係る修理費用、購入品の故障や不具合等により使用ができなかった場合における購入経費 ・ 事業実施期間外の使用に係る経費 ・ 汎用性の高い物品（パソコン、コピー機、トラクター、トッパークー(運搬車)、フォークリフト、調理器具・冷蔵庫（業務用は除く）等）の購入等
研修費	加工・販売や販路開拓に必要な資格等の取得に必要な研修に係る経費	〔対象外〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施期間外に受講した研修の受講料 ・ 受講に係る宿泊料及び交通費

※人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、既存設備等の改造費（機能回復）、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課及び飲食接待費その他の本事業の用途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費（諸経費など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本事業の対象外とする。

※対象経費には、消費税及び地方消費税を含む。

5 補助内容

- (1) 補助金額：対象経費の2分の1に相当する額
- (2) 上限額：50万円
- (3) 補助件数：最大3件（プレゼンテーション審査により決定）
- (4) 事業スキーム（応募から支払まで）

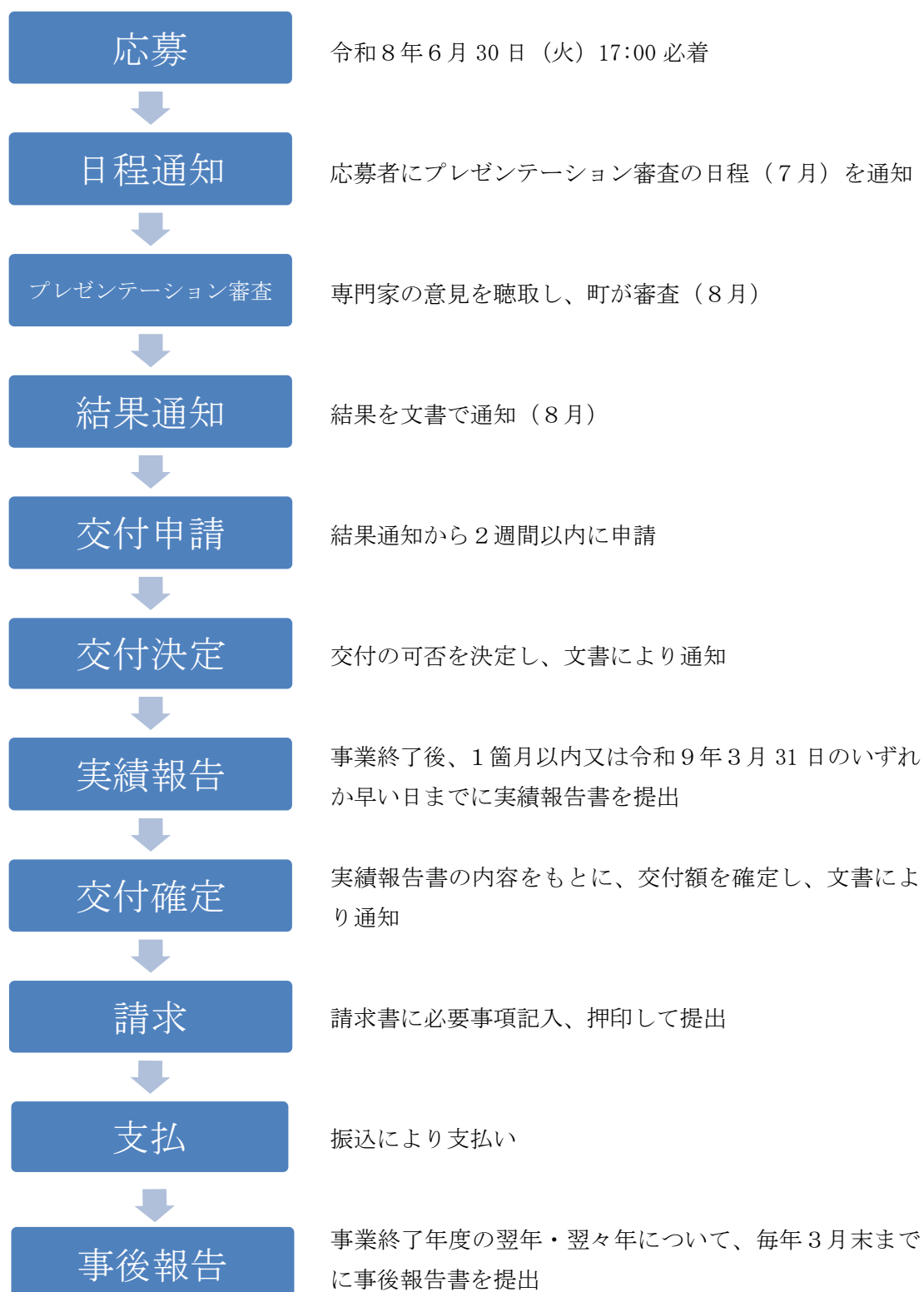


6 事業完了年月日

事業終了後、1箇月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。やむを得ず特産品の開発が完了しない場合は翌年度末まで延長することができることとするが、令和8年12月末日までに久御山町役場産業・環境政策課まで連絡すること。

ただし、補助金額の増額は認めない。

7 手続きの流れ



- 8 書類の提出先、お問い合わせ
下記の窓口あてに郵送又は持参すること。

【提出及び問合せ先】

〒613-8585 久御山町島田ミスノ 38
久御山町事業環境部産業・環境政策課農業振興係
TEL 0774-45-3914
075-631-9964
FAX 075-631-6149
E-mail sangyo@town.kumiyama.lg.jp

9 応募について

(1) 提出期限

令和8年6月30日(火) 17:00 必着

(2) 提出書類

下記の書類(1部)を提出すること。

- ①久御山町特産品開発等支援事業応募申込書
- ②事業計画書(応募用)
- ③収支予算書(応募用)
- ④その他参考となる書類(試作品の写真、図面、カタログ等)

10 内容の審査

(1) 審査概要

- ・審査は、内容に応じた専門家を町が選定し、意見を聴取して行う。
- ・基準点を超えたもののうち、上位3者までを交付対象とする。(審査基準点及び個別の採点結果は公表しない。)

(2) 審査項目

- ①事業の固有性、独創性 ②事業の実現可能性 ③事業の収益性
- ④事業の継続性 ⑤事業への意欲

(3) 加点項目

- ・農業活性化に資する取り組み(地域農業貢献や地元雇用等)
- ・久御山町をPRできる取り組み(販売先や広報手段)
- ・環境に配慮した取り組み(製造・栽培方法や商品包装等)

(4) 審査方法

- ・プレゼンテーション時間は約 15 分とし、その後、約 10 分の質疑応答を行う。
- ・応募書類以外の追加資料やパワーポイント等の使用については、自由とする。（PCの使用が必要な場合は事前に連絡すること。）
- ・試作品の持参は可能とするが、食品の場合、個包装にするなど衛生面を考慮すること。

(5) 審査日時及び審査場所

審査日時：別途通知（令和 8 年 8 月予定）

審査場所：別途通知

11 交付申請

内容の審査を経て、補助事業者の決定を行い、久御山町から結果を文書で通知する。決定があった補助対象者は、結果通知から 2 週間以内（期日は結果通知に別途記載）に補助金の交付申請書を提出すること。

（久御山町農業振興施策等事業費補助金交付要綱に基づく）

<提出書類>

- ①農業振興施策等事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）

12 実績報告

事業終了後 1 箇月以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

<提出書類>

- ①農業振興施策等事業費補助金実績報告書（様式第 5 号）
- ②事業実績書（様式第 2 号）
- ③支払いの内訳が記載された納品書・請求書・領収書の写し
- ④試作品のサンプル
- ⑤販売していることが分かる写真等
- ⑥翌年度以降の販売計画書その他参考となる書類（販売実績、写真等）

13 事後報告

事業終了年度の翌年・翌々年について、補助対象となった事業を継続、内容

変更に関わらず毎年事後報告書を提出（報告様式は任意）

報告期日 毎年3月末日まで

報告内容 販売商品に関する当該年度分の売上額
本事業による商品の販売を変更したときはその理由

14 その他

以下のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

- ① 3年以内に本事業による商品の販売を休止したとき。（やむを得ない場合を除く）
- ② 補助対象者としての要件を欠いたとき。

15 まちの駅クロスピアくみやまでの製造・販売について

本事業の特産品開発チャレンジ部門における製造では、まちの駅クロスピアくみやまの加工室を使用することができる。使用手続きについては使用希望者が当該施設に申請すること。

また、本事業で開発・生産された商品は当該施設で販売すること。

詳しい手続きについては、まちの駅クロスピアくみやま（TEL：075-632-2300）までお問い合わせください。

事業計画書（応募用）

1 応募申込者

住 所	
氏 名 (団体及び代表者氏名)	
電話番号	
メールアドレス	

2 事業の内容等（具体的に記入してください）

特産品開発チャレンジ部門

新農作物導入チャレンジ部門

①事業概要

②動機、きっかけ、目的等

③売上目標・将来展望

④特色（強みや優位性、セールスポイントなど）

--

⑤開発商品の販売促進及び販路開拓の方法

--

⑥加点項目

- ・農業活性化に資する取り組み（地域農業貢献や地元雇用等）
- ・久御山町をPRできる取り組み（販売先や広報手段）

--

3 事業スケジュール

時 期	事業スケジュールの内容 (応募申込みから今後3年程度の予定を具体的に)

収支予算書（応募用）

1 事業費及び負担区分

事業費	負担区分			備考
	町補助金	自己資金	その他	

2 収支予算書

収入の部

区 分	金額	備考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

経費名称	単価	数量	金額	備考
計				

※本事業における令和8年4月1日～令和9年3月31日の収支を記入してください。